

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2022.3.24 ブジュン アラで (同日)	日本側 今井雅啓在ブルンジ大使 ブルンジ側 アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣	2022.4.21 165号
ブルンジ	食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.8.17 ギラガで (同日)	日本側 今井雅啓在ブルンジ大使 ブルンジ側 アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣	2022.10.14 347号
ブルンジ	ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.11.11 ブジュン アラで (同日)	日本側 今井雅啓在ブルンジ大使 ブルンジ側 アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣	2023.2.6 57号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。